

2006年8月23日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年8月15日付けで諮問（第210号）された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性並びに本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成16年の道路交通法の一部改正により，良好な駐車秩序の確立を目的として，運転者に対する責任追及を行うことができない場合に，車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずることとする制度（放置違反金制度）が新設された。

このことにより、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づき、原動機付自転車等の使用者氏名、住所等の使用者関係情報について、都道府県公安委員会は市町村に照会の協力を求めることができることになった。

よって本件について条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づくものである。

道路交通法第51条の5第2項の規定は、「放置駐車違反の運転者が30日以内に警察署等に出頭しない場合に、車両の使用者責任を追及する」となっており、各都道府県の公安委員会は、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県公安委員会によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、「放置駐車違反の運転者が30日以内に警察署等に出頭しない場合に、車両の使用者責任を追及する」業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

イ 目的外に提供する必要性

本件の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会が、課税権者である市長が交通安全対策行政を行っており、そのために必要な違法駐車取締業務をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

ウ 目的外に提供する個人情報

(ア) 所有者の住所 氏名 電話番号 (イ) 主な定置場 (ウ) 所有者の異同
(エ) 標識番号 (オ) 車名 (カ) 車台番号 (キ) 届出年月日

エ 目的外に提供する相手方 神奈川県公安委員会

オ 目的外提供の根拠規定 道路交通法第51条の5第2項

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめ

めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、「放置駐車違反の運転者が30日以内に警察署等に出頭しない場合に、車両の使用者責任を追及する」業務のために行うもので、犯罪捜査に準じて迅速に取り扱われるべきものであり、本人に通知することにより、本来の情報提供に関する質疑ではなく違法駐車に関する質疑を求められるおそれや、目的外提供の差し止めを請求されるおそれがあり、当該業務の迅速な遂行に支障が生じる。また、違法駐車に関する質疑については、公安委員会が車両の使用者に対して放置違反金の納付命令を行う前に弁明を行う機会を設けていることから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関の説明によれば、本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づくものである。

道路交通法第51条の5第2項の規定は、「放置駐車違反の運転者が30日以内に警察署等に出頭しない場合に、車両の使用者責任を追及する」となっており、各都道府県の公安委員会は、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、課税権者である市長は一方で交通安全対策行政を行っている。本件の照会に対する回答は、その交通安全対策行政のために必要な違法駐車取締業務に協力するものである。また、本件照会は、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

また、本件の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

さらに、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県公安委員会によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

よって、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関の説明によれば、本件の目的外提供は、「放置駐車違反の運転者が30日以内に警察署等に出頭しない場合に、車両の使用者責任を追及する」業務のために行うもので、犯罪捜査に準じて迅速に取り扱われるべきものである。

また、違法駐車に関する質疑については、公安委員会が車両の使用者に対して放置違反金の納付命令を行う前に弁明を行う機会を設けている。

したがって、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上